# 特殊詐欺防止機能付き電話機の購入に係る経費を補助します!

特殊詐欺の被害が深刻な社会問題となっており、市内でも多くの被害が発生しています。特殊詐欺の防止には『犯人と話をしない』対策が有効です。

由布市では、特殊詐欺被害防止対策として、下記の補助対象者に対し、電話機の購入等 に係る費用の一部を補助します。

## ●補助対象者(以下の1~3すべてに該当する方)

- 1. 由布市内に住所を有し、かつ、居住していること。
- 2. 補助金交付申請日において満65歳以上の方又は満65歳以上の方と同一の世帯に属する者であること。
- 3. 暴力団等と密接な関係を有する方でないこと。

# ●補助対象電話機の機能

- ①電話が鳴る前に警告!!
- ・電話をかけてきた相手に対して「この電話は詐欺などの犯罪被害防止のため録音 します」などのアナウンスをして相手に警告をします。
- ②電話が鳴っている時に注意喚起!!
- ・電話を取る前に、電話機から「詐欺電話の可能性があります。ご注意ください」など、アナウンスをして注意を促してくれます。

#### ③通話中に自動録音

- ・電話に出るとお互いの通話内容を自動で録音してくれます。
- ※上記3機能を備えている電話機が補助対象になります。

### ●補助金額等

- 1. 補助対象経費(電話機購入等経費)の額の3分の2(上限1万円)
- 2. 申請に必要な書類
  - ①申請書·誓約書
  - ②購入予定の電話機の見積書の写し
  - ③電話機の機能が確認できる書類 (カタログなど)

補助金の交付を受けるには、補助金の交付申請が必要です。

電話機を購入する前に由布市役所総務課にご相談ください。

### ※申請書受付窓口

挾 間:挾間地域振興課

庄 内:総務課(本館2階)

湯布院:湯布院地域振興課

・申請は1世帯1回となります。

┃・予め犯人と話をしないような環境づく

りが大切です。補助金の積極的な活用を

■お願いします。

申請を希望する方は、下記お問い合わせ先へご連絡お願いします。

問い合わせ先: 由布市役所 総務課 097-582-1112



